

公益財団法人川崎市生涯学習財団
ホームページ「かわさきの生涯学習情報」 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人川崎市生涯学習財団（以下「この法人」という。）が運営する、ホームページ「かわさきの生涯学習情報（以下「本サイト」という。）」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、この法人の事業の財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バナー広告

本サイトに表示される広告画像をいう。広告掲載希望者の申し出があった場合は、指定するホームページへのリンクを設定する。

(2) 広告掲載希望者

本サイトに広告料を負担してバナー広告の掲載を希望する事業者（以下「広告主」という。）をいう。

(広告の種類)

第4条 本サイトに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第5条 広告掲載は、この法人の主旨に則り、以下の組織団体とする。

(1) 生涯学習に関わる組織・団体・企業

(2) その他、事務局長が認めた組織団体

2 広告掲載は、広告媒体の品位を損なわないものとし、次の各号のいずれかに該当するものはしない。

(1) 法令に違反するものまたは違反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するものまたは反するおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

(4) 政治性、宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人または団体の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(10) その他広告媒体に広告掲載が好ましくないと事務局長が認めるもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズは縦60ピクセル×横120ピクセルとする。

(2) 画像形式はGIF（アニメ不可）、JPEG、PNGとする。

(3) 容量は20KB以内とする。

2 広告のデザイン及び色彩などは、本サイトのイメージを損なわないものとする。

3 広告は動きや反転のないもので、規格枠の中に収める。

4 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関しては、広告主とこの法人とで事前に調整をおこない掲載するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として3か月単位とする。

2 広告の掲載開始日は、原則として当該広告の掲載する月の初日とし、掲載終了日は、原則として当該広告の掲載する月の最終日とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び終了日が、土曜日、日曜日、もしくは祝日にあたる場合、または年末年始などの休館日に当たる場合は、この法人が別に定める。
- 4 広告掲載期間内に、この法人の都合で本サイトを一時閉鎖した場合、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 5 広告主の責に帰さない理由により、この法人が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の枠数、位置)

第8条 広告は、本サイトのトップページ右部に掲載し、最大24枠とする。

- 2 掲載位置は、上段左から申込先着順に掲載する。ただし、申込日が同じ場合は、1回の掲載申込期間が長いものを優先する。広告主は掲載位置を指定することはできない。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、1か月2,000円とするが、3か月あたり6,000円を基準とする。6か月を超える連続掲載を希望した場合は割引を適用し、別表に掲げるとおりとする。

- 2 広告主は、掲載の承認決定後広告掲載料をこの法人の指定する期日までに、一括全納するものとする。

(広告掲載希望者等の募集)

第10条 広告掲載希望者の募集は、本サイトや広報誌などの広報媒体を活用して公募することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第11条 本サイトへの広告掲載希望者は、公益財団法人川崎市生涯学習財団ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)を提出することにより申込みものとする。

- 2 この法人は、必要に応じて、前項の申込者に関する資料を求めることができる。

(広告の内容等の審査)

第12条 広告の内容や広告主に関する審査については、運営調整会議が行う。

- 2 広告のリンク先とするホームページは、管理者が掲載内容について責任を持って管理できるものに限る。
- 3 管理者以外の利用者が、自由に書き込みをすることを目的とするホームページは、バナー広告の掲載はできない。

(広告掲載の決定)

第13条 事務局長は、第12条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、公益財団法人川崎市生涯学習財団ホームページ広告掲載承認・不承認通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

(広告の原稿等の作成及び提出)

第14条 広告主は、広告の原稿を作成し、原則として広告掲載開始日の2週間前までに提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第15条 この法人は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第16条 この法人は、次の各号に該当する場合には、予告なしに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他、本サイトへの広告掲載が適切でないと事務局長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

- 第17条 広告主は自己の都合により、本サイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりこの法人に申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消すときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。
 - 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
 - 4 第16条第2号から第4号の規定により広告掲載を取り消したとき、又は前条により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

- 第19条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

- 第20条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページアドレスを広告の掲載期間中、月単位で変更することができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の2週間前までに、公益財団法人川崎市生涯学習財団ホームページ広告掲載内容変更届（第4号様式）この法人に届出するものとする。

(委任)

- 第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

別表

掲載期間	掲載料	割引額
3か月	6,000 円	
6か月	11,000 円	1,000 円
9か月	16,000 円	2,000 円
12か月	20,000 円	4,000 円

附則

- この要領は、令和5年10月1日から施行する。